

## 事業者の方へ ～事業開始の届出（相談支援事業）について～

**特定相談支援事業、障害児相談支援事業**を実施する場合には、区市町村への指定申請のほか、障害者総合支援法第79条及び児童福祉法第34条の3の規定により、**都知事への届出（事業開始届）**を行う必要があります。

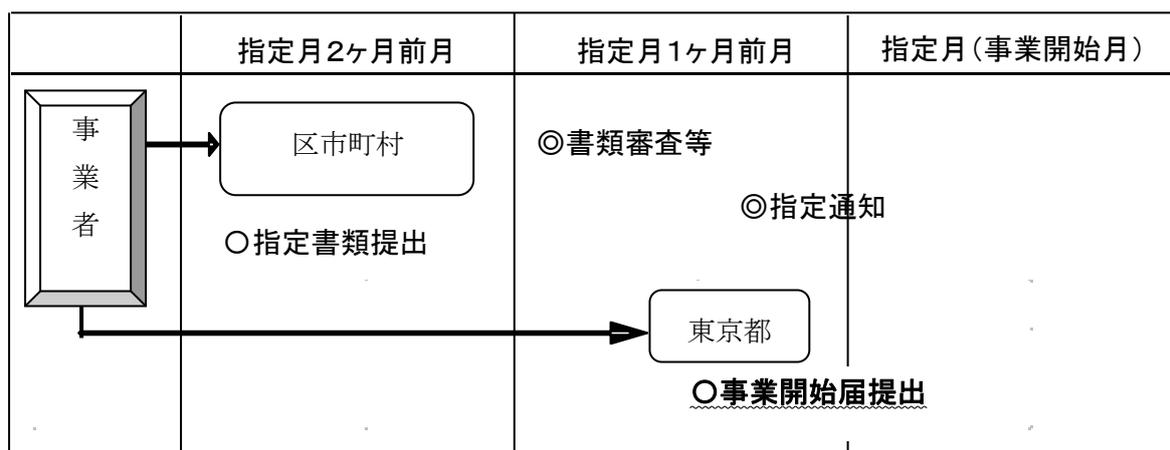
上記のサービスを開始する方は、所定の届出を東京都担当部署までお願いします。

※一般相談支援事業については、**都への指定申請時に事業開始届の提出が必要になります。**

### 流れ

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定を受けるとき

(○：事業者→区市町村・都へ、◎：区市町村→事業者へ)



### 事業開始届の提出先及び問い合わせ先

- 特定相談支援事業 …… 【地域生活支援課 在宅支援担当】宛  
(お問い合わせ) 03-5320-4325
- 障害児相談支援事業 …… 【施設サービス支援課 児童福祉施設担当】宛  
(お問い合わせ) 03-5320-4374

※両方の指定を受ける際は、お手数ですが、各係宛1通ずつご提出をお願いします。

<提出先> 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階  
東京都福祉保健局障害者施策推進部 各担当(上記参照)宛

## (注)相談支援専門員の兼務状況の確認について

○指定相談支援事業者の指定基準については、平成24年3月13日付厚生労働省令第二十八号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」等において定められています。

○うち、指定計画相談支援の相談支援専門員の人員基準については、第三条において、「指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所（中略）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（中略）を置かなければならない。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。」と定められています。

○相談支援専門員の配置基準については上記の通りですが、兼務の可否を判断するに際しては、相談支援事業の職務に支障のない範囲であって、かつ他事業における人員基準を満たす必要があります。

(例1) 居宅介護事業のサービス提供責任者

→常勤専従のため、原則として兼務することはできません。

(例2) 相談支援専門員が就労継続支援B型の生活支援員を兼務する場合

(1日8時間の勤務時間のうち、4時間ずつ各事業に勤務する場合)

→就労継続支援B型の生活支援員の常勤換算は、0.5人となり、常勤換算1名と算定できなくなります。

○相談支援専門員と他事業の職務との兼務が想定される場合は、他事業の人員配置基準の観点からも問題ないか、十分に確認を行っていただくとともに、個別の事業の兼務状況の可否についてご不明な点は、東京都福祉保健局における各事業所管部署※にお問い合わせをお願いします。

※各事業所管部署については、東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>01申請のご案内>申請のご案内>各サービス指定申請窓口一覧、に掲載しています。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-001>